

令和 7 年度 第 6 回江津市農業委員会総会

日時：令和 7 年 9 月 22 日(月) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 第6 議案 第5号 非農地証明について
- 第7 その他

○出席農業委員（9名）

1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 4 番 原田和徳 5 番 山本秀彦
6 番 田中克行 7 番 大村理之 8 番 和田幸子 10 番 山田博
11 番 藤井孝子

○出席推進委員（9名）

吉岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、盆子原温、野田英夫
湯浅憲昭、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 7 年度、第 6 回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしくをお願いします。

会 長 おはようございます。朝晩は少し涼しくなりましたが、まだまだ暑い日が続いています。皆さんも農地利用状況調査並びに荒廃農地発生解消状況調査等のパトロールを健康に留意しながら実施していただいているところだと思います。最近是全国的に温暖化から沸騰化に入ったと言われておりますが、そうした中、全国各地で線状降水帯やゲリラ豪雨、そして竜巻や突風、落雷、大規模

停電など、甚大な被害が発生しています。江津市においても、収穫の大事な時期となった現在、梅雨を思わせるような天候が続いております。また、私の担当地区では、担い手の高齢化や人口減少による集落無人化に加えて治水事業による家屋解体、個別移転によって周辺住民不在となった農地の荒廃化が多く発生をしているところです。特に奥部の集落では、農地パトロールをしていますが、誰とも会うことはなく、熊やイノシシの出没を心考慮しながらパトロールしているところです。皆さんも十分に気を付けてパトロール等をお願いしたいと思います。また、事務局から後ほど説明があると思いますが、島根県農業会議から農業委員会の法令順守の実施及び今後の対応について依頼がありました。今年度、他県の農業委員会で農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴や事務局職員による虚偽有印文書作成等、不祥事が続けて発生をしている報告がありました。我々農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければならないとされているところです。皆様も今一度ご認識していただきながら今後ともよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和 7 年度、第 6 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、二本木委員、深野委員、井上推進委員、仲津推進委員から欠席の報告を受けています。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、5 番 山本委員、6 番 田中委員 を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第 3 条

《 桜江町谷住郷 》

会 長 次に、日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

7番委員 位置図2頁です。左側に敬川がありまして、上部に国道9号線があります。接続する県道下府江津線や旧国道があります。近隣には敬川コミュニティセンターがあり、近接の●●路を●●●●側に●●し約●●m進み●●すると●●●●方面へのつながる道です。約●●●m進んだ●●に申請地があります。申請地の状況は草が刈ってある状況でした。隣接は石垣が境の箇所と道路に面している箇所がありました。他に影響はないと思われま

会長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

会長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2」については、可決されました。

《 桜江町市山 》

会長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3番です。農地の所在は、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。譲受人は●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。対価は10aあたり●●●●●円です。状況としましては、譲渡人の通い耕作が難しくなったということに加えて、譲受人が経営面積を拡大するための所有権移転です。以上です。

会長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番委員 位置図3頁です。市山地区内で、桜江金城線の母抱トンネルから、長谷方面に向かって進むと現在工事中で全面通行止めになっている市山橋があり、●●して●●に入り約●●●m進み、●●すると●●があり、道なりに進んで突き当りの農地が申請地です。16日に譲受人の立会で現場を確認しました。譲渡人は玉川の河川改修工事関係の立ち退きで●●町へ住所移転しています。譲受人も所有していた農地が用地買収となったため代替地として斡旋があったようです。状況を聞いたところ、昨年からは家を建ててぶどうを栽培しているようです。今年度、収穫して●●●●●●へ出荷したとのことで

した。状況は以上です。よろしく申し上げます。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等
ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決する
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申
請の 3」については、可決されました。

《 有福温泉町 》

会 長 　次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4 につい
て」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査
結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　4 番です。農地の所在は、有福温泉町●●●番●、登記は田、現況は畑、面
積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●
です。譲受人は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●●です。対価
は 10a あたり●●●円です。状況としましては、譲渡人が相続した農地を耕
作することができず放置した状態であったため、譲受人が所有権移転を行っ
て経営農地拡大を図るとのことです。以上です。

会 長 　それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 　地図 4 頁です。上部の中央付近に申請地があります。県道●●●●●●●
線沿いで●●●●●の隣接地です。西側が●●●で、北側が道路に面してい
ます。畑の状況は除草処理をしてあるようでした。果樹が 2 本植栽されてい
ました。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問
等ございませんか。

階本推進委員 　事務局にききます。●●●さんという方は、自分の田畑ではなくてよそ
へ農業の手伝いに行っているという解釈ですか？

事務局 　本人名義で土地は所有していませんが、ご家族名義で農地があり、耕作
をしておられます。●●町で耕作しておられますが●●●が●●ということ
で、通い耕作が可能だと聞いています。以上です。

階本推進委員 他地区というのは理解できませんが。江津市以外のものが他地区と解釈されるわけではないのですか？

事務局 エリア的には、有福温泉町と●●町●●です。推進委員さんの担当エリアも違いますので、他地区という表現をしています。

階本推進委員 地目ですが、田と書いてありますけど、実際は畑なのですね？

事務局 以前は田だったような記憶もありますが、現在は畑です。水路等もどこにあるか判らない状態になっております。

階本推進委員 譲受人は耕作を行っているけども、実際の田畑は身内の方の農地を耕作しているということですね。要するに、農地は自分自身のものではない、親戚のところへ手伝いに行っておられるということですか？

事務局 譲受人は●●町●●で家族名義の農地を耕作しているということにして、譲渡人は相続したが管理ができないという状況の中での所有権移転です。

階本推進委員 農地を持っていない譲受人が新規で田畑を買ったということですか？

崎谷推進委員 ご家族がもっておられるのですよ

事務局 ご家族が農地を所有していて●さんが耕作しているという事です。

階本推進委員 今度は●●●●さんの名義になるわけですね。

崎谷推進委員 そうということです。

階本推進委員 わかりました。

会 長 ほかにご質問ございませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4」については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 桜江町谷住郷 》

会 長 次に日程第 3、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたし

ます。

事務局 議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請です。1 番です。農地の所在は、桜江町谷住郷●●●●番●●、地目は畑、面積は●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。先ほどの 3 条申請の 1 番の譲渡人と同一です。その際に、農地の隣接する家屋を売買する予定と言いましたが、家屋の一部が農地にあることが調査で判明したそうです。先代が昭和 57 年に増築した際に、農地と認識せずに建てており、あらためて農地転用の許可申請を行い、承認後に 3 条申請の農地と併せて所有権移転を行う予定とのことです。顛末書が付されています。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5 番委員 地図 5 頁です。位置は先程の 3 条許可申請のときに報告したとおりです。事務局から説明があったとおり、増築した際に畑へ建ててしまったとのこととで本人への確認もできています。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

《 浅利町 》

会 長 次に議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2 番です。農地の所在は、浅利町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。申請人は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。転用目的は進入路としての使用です。状況としましては、平成 5 年頃から農地と気づかずに進入用の道路として利用していたということで、あらためて転用許可申

請を行うとのこと。顛末書が付されています。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図 6 頁です。17 日に現地の確認を行いました。地図の中ほどに国道 9 号線があります。申請地は●●●から約●●●m●に進んだ国道沿いで●●●●●●●の前です。申請地の奥に●●邸が見えるのですが、申請人の自宅で国道側に向かって車 1 台が通るくらいの幅の通路になっています。進入路として使用して、既に 30 年以上経過しており、周辺に影響を及ぼすこともありません。問題はないかと思しますのでよろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」は、可決されました。

《 跡市町 》

会 長 次に、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3 番です。農地の所在は、跡市町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、跡市町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、跡市町●●●●番内●、地目は畑、面積は●●●㎡です。申請人は、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。転用目的は物置用地です。状況は、昭和 37 年当時から農地として認識せずに、物置を建てて利用していたということで、あらためて転用許可申請を行うとのこと。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番委員 位置図 7 頁です。地図左側に県道皆井田江津線及び県道跡市川平停車場

線があります。申請箇所は県道が交差する跡市街地内から●●方面に約●●●m道なりに進んだ●●●付近にあります。9月16日に野田推進委員さんと現地に出向き申請人の●●さんに経緯説明をしていただきました。申請地は昭和31年頃、前所有者である先代が農地とは認識せずに物置を建築して利用しており、調査したところ、無許可での転用事実が発覚したため、あらためて顛末書を添付して転用許可申請を行うとのことでした。ご審議お願いします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の3について」は、可決されました。

〈 渡津町 〉

会 長 　次に、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　4番です。農地の所在は、渡津町●●番●、地目は畑、面積は●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●市●●●町●番●号です。転用目的は車庫用地です。先代が、昭和62年頃、車庫を建てる際に農地としての認識がなく、無許可で転用しており、あらためて転用許可申請を行ったとのこと。顛末書が付されています。以上です。

会 長 　それでは、私から調査結果の報告をいたします。

1番委員 　位置図8頁です。18日に現地の確認調査をいたしました。地図をご覧のとおり、左上に江津バイパスがあります。江津バイパス渡津交差点から国道261号線を●●km●●方面に進んで、●●の●●に少し入ったところに、申請地の建物がありました。申請人の●●●●さんの顛末書を確認したところ、既に亡くなっている先代が40年前くらいの昭和62年頃に農地法に関

する知識がなかったこともあり、無許可で申請地に車庫を建てたようです。車庫の前には●●さんの家屋がありますが、約 10 年は空き家のようです。この度、●●在住で息子さんの●●さんが実家を売却するための相続手続きを行う際に、無許可で転用していたということが判明したようです。この区域は、昭和47年の水害により、江の川沿いに堤防が築堤されたために、周辺の方が、現在の位置に昭和48年頃にかけて移転したと聞きました。写真でみますように、近隣にはアパートなどがあり、倉庫の周辺は草刈り管理している農地や野菜等を作付している農地が点在していました。●●さんの隣の住人にも聞き取りをしましたが、●●さんの先代が10年くらい前に亡くなり、最近では業者が売却物件調査でたびたび訪れており、小規模で生産性の低い農地に該当し、転用することにより、付近の土地、作物、家畜へ被害が及ぶ恐れがないと思われるため転用は妥当であり、加えて無許可転用は40年くらい前のことであるため、改めて問題が発生することは無いと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 　　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 　　よろしいでしょうか。ほかにご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　　挙手全員と認めます。よって、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の4について」は、可決されました。

農地法 第5条

《 浅利町 》

会 長 　　次に日程第4、議案第3号、「農地法第5条第1項第の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　　議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」

権がかわると同時に転用目的が変わることもあり、転用目的変更の申請届が提出されました。同時に5条許可申請で所有権移転も行われることになっています。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 位置図 10 頁です。12 日金曜日夕方に現地確認しました。右上から左斜めに、国道 9 号線があります。右上のほうに●●●●●●●●があり、●●●●●●から約●●●m●●●●●●方面に進むと●●●●●●路があり、交差点をヘアピンカーブのように●●●●●●して坂道進むと約●●●mで、再度、●●●●●●路があり、●●●●●●して山を造成した区域に入り、道なりに進むと約●●●mで●●●●●●さんの家屋があり、申請地は隣接の土地です。事務局から説明がありましたが、以前に倉庫を建てるという話があり、確認を行った記憶があります。登記簿は畑で、現況は駐車場と書いてあります。少し高台に位置しており、芝ではないのですが、草刈りはきれいにしている状況です。奥の方に雑木があり、無花果の木が 1 本植栽されていました。以前の申請時にも許可されているので問題はないと思います。事務局にお聞きしますが、隣接の●●●●●●さんというお宅は、以前、●●●●●●さん名義だったと記憶していますが、現状は空き家となっており、譲渡人の●●●●●●さんが相続人の方で、●●●●●●さんが家と申請地の農地を同時に購入するという事なのではないでしょうか。以前に 5 条許可を受けているのは先代で、地目変更登記を行っていなかったという認識でよろしいでしょうか。

事務局 良いです。現況、申請に係る背景について相違ありません。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」は、可決されました。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（一時転用）

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第 5、議案第 4 号、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用の届出 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員が欠席ですので、事務局から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 4 号、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用の届出 1 について」です。1 番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、地目は畑、面積は●●●●㎡の内●●●㎡です。貸付人は●●●●さん、●●県●●市●●●●●●●●番地●●です。借受人は●●●●●●●● ●●●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●です。転用目的は資材置場です。賃借料は月額●●円で、工期は令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日です。状況としましては、●●●●の工事とともに、現在の●●から西側に向けての取付道路を作るため、工事に使用する資材の保管場所として申請地を一時転用して使用することでした。現地は耕作されてはいませんが、草刈り管理している状況です。道路用地ですが、こちらも耕作している農地はなく、一時転用して工事をするには問題ないと思われま。以上です。

会 長 調査結果について深野委員から事務局に報告があったとのことですが、どうですか。

事務局 深野委員から現地の確認を行ったところ、他の農地への影響は無く、公共工事に係る案件であるため一時転用に支障はないとの報告を受けています。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用の届出 1 について」は、可決されました。

《 千田町 》

会 長 次、議案第 4 号、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用の届出の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2 番です。農地の所在は、千田町●●●番●、登記は畑、現況は田、面積は●●●㎡の内●●●㎡、千田町●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡の内●●●㎡、千田町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡の内●●●㎡、千田町●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡の内●●●㎡、千田町●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡の内●●●㎡です。貸付人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。借受人は●●●●●●●● ●● ●●●●●●、●●市●●町●●●番地です。転用目的は、進入路及び仮設道の設置、対価は無償で、一時転用です。工期期間は許可日から令和 10 年 3 月 31 日です。工期が、9 月 10 日からと記載がありますが訂正をお願いします。状況は、治山事業を行うために、工事用道路として使うという事です。以上です。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番委員 位置図 12 頁です。左側の上下に和木農免農道があります。江津中央公園から跡市方面へ約●km 進んだ千田町●●●●に位置し、圃場整備を行った区域で山からの河川に沿った農地の一部です。9 月 16 日に野田推進委員と現地確認して地元の人にも状況の聞き取りをしました。治山ダムができる予定の河川は非常に荒れていまして、平成 25 年の災害時とその後の台風により、流域の谷に水が溜まり、農地や倉庫が浸水した上に、農道が通行止めになったため、地元からの被害対策に関する要望書が提出されていることもあり、治山ダム工事にともなう一時転用はやむを得ないと判断しています。ご審議よろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

階本推進委員 賛否とかいうことではないのですが、現在は田を●●●㎡作っていて、それが耕作できなくなるのに、ほんとに無償で貸し出すと確約をされているわけですね。私は不思議でたまりません。約一反あるのですよ。

事務局 田の全体ではなく一部ということですが。

階本推進委員 一部ずつでも合計すればかなりの面積になります。

事務局 全体が使えなくなるということではなく、その一部と書いてあるところを仕切って転用するということです。手法は聞いていませんが、畦波等を使用して耕作できるように工事すると思います。

階本推進委員 それはよくわかるのですが、全体の内と転用部分の合計が●●●㎡ということで、しかも期限は2年半、本当に無償で貸すのかということですか。別紙に無償で問題無いと記述はありますが収入の補償はしないのですか。

事務局 公共事業で実施されることで、無償は間違いありません。事業実施の背景として、先ほど和田委員の報告にもありましたが、砂防ダムは地元からの要望であり、河川の排水不良を改良するものです。加えて、要望している地域住民の1名が土地地権者であるということで、無償で協力すると聞いています。

8番委員 地域的には平成25年の災害時に相当な被害を受けていて、その後の豪雨の際にも排水不良の影響で農機具倉庫や下流側の圃場に被害がありました。そのため、地元では治山事業で砂防ダムを造ることを望む声も多かったため、工事への協力をすることになったようです。

湯浅推進委員 事務局に聞きます。申請書は工事の終了後はどのように取り扱うことになっていますか。復旧する場合の地目はどうなりますか。

事務局 工事の終了後は地目を変えずに農地に復旧します。

湯浅推進委員 続いて質問します。桜江町八戸でもありましたか、どなたの指示で残土を搬入したままでいるのか不明ですが、農地に復旧すると申請が出ているにも拘らず、実際には田であった農地が工事残土を搬入して放置したままです。●●●●事務所に確認を行ったら、当時の担当者がいないので詳細は不明と言われました。今回も以前と同様に放置されることは無いのですか。

事務局 放置される可能性は低いです。

湯浅推進委員 先程言われたように、水害で土砂が流されていますよね、いろんなものが入っているので、それを直すために工事するのですよね。

事務局 この農地は、農用地区域で圃場整備を行った箇所なので、農地区分を変更せずに現況復旧という制限が掛かりますので、農地に戻すしかありません。

湯浅推進委員 間違いありませんね。

事務局 間違いありません。

会長 よろしいですか。

湯淺推進委員 納得できない部分もあるが、しょうがない。

会 長 ほかにございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の 2 について」は、可決されました。

非農地証明

《 千田町 》

会 長 次に日程第 6、議案第 5 号「非農地証明の 1、2、3、4 について」を一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員、野田推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 5 号「非農地証明の交付申請です。1 番です。農地の所在は、千田町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、申請者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。この 1 件だけ飛び地となっていますので先に説明します。先ほど和田委員からありましたとおり、平成 25 年の災害時に河川工事を行った際の工事残土をこの●●●番地●に仮置きしており、その後の豪雨の際にも堆積した土砂を搬入していたため、状況が確定していないので、転用の申請を行っていませんでしたが、今回の工事に併せてあらためて非農地の申請を行うというものです。2 番です。千田町●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。3 番です。千田町●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。4 番です。千田町●●●番、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。状況としましては、山地防災機能維持という目的で砂防ダムを造るという治山事業を実施することになり、農地から山林に地目変更した後に保安林指定を行って工事着工する必要があります。そのための非農地証明の交付申請です。以上です。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番委員 地図 13 頁をご覧ください。千田町の●●●●さん外 3 名から非農地証明の申請です。先ほど 5 条の一時転用で承認していただいた農地の隣接地です。9 月 16 日に野田推進委員と現地に出向き、申請人を含めて確認をしました。●●●番地●は、平成 25 年の災害時と、その後の台風の襲来の際にも土砂の流入のために水路が閉塞し、農地が冠水したため、河川に堆積した土砂の仮置き場として使用されており、その後も冠水の度に土砂を搬入しています。現状に合わせて地目変更するための申請であり止むを得ないと思っております。14 頁の写真ごらんください。その他の申請地は 5 条一時転用で承認していただいた農地の隣接地で、同日現地確認を行いました。この農地は、治山事業を行うため、保安林の指定が必要となったため、非農地の認定を受けた後に山林に地目変更し、事業を実施するとのことでした。公共工事のためやむを得ないと思われれます。よろしく申し上げます。

会 長 それでは、野田推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

野田推進委員 和田委員と一緒に現地確認に行きました。先ほど事務局と和田委員からの説明した内容について間違いございません。これは治山事業ということで、25 年の災害時には、和木農免農道がダムのように水が溜まり、道路が崩れて大災害になる危険も生じました。そのため、地元からの水路整備を含めた治山事業の要望を重ねておりまして、この度、実施ということになりましたことを付け加えて報告を致します。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明の 1、2、3、4 について」は、証明するに決しました。

その他

会 長 次に、日程第 7、その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局

1件ございます。本日お配りした資料の中に、農業委員会の法令順守に関する決議案がございますので、ご覧ください、会長の挨拶にもありましたが、島根県内ではないのですが、法令順守においての不祥事がございます、内容的には最適化推進委員が農地へ不法投棄等を行って逮捕されたり、転用等の便宜を図ったとして金品の授受や、虚偽の押印文書を事務局員が作成したという不祥事があったと聞いております。これにともない、県農業会議から法令順守に関する決議を行うように申し送りがありました。決議案を読み上げさせていただいて提案とさせていただきますのでお願いします。それでは、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議文の案です。

「私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記、1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和7年9月22日 江津市農業委員会」以上です。

会 長 ただいま事務局から農業委員会の法令遵守の申し合わせ事項、あわせて決議案の提示がありましたが、この件について農業委員、農地利用最適化推進委員皆さんの賛成の方の挙手をもってお願いいたします。

〔 「全員挙手」 〕

会 長 はい、ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。案から決議とさせていただきます。

会 長 その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」 〕

会 長 それでは、以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和7年度、第6回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の

開催は、10月20日(曜日)、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前11時00分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員